

お取引先各位

共信コミュニケーションズ株式会社

消費税増税に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、消費税法の改正に伴い10月より消費税率が10%に引き上げられることとなっております。消費税率の変更に際して弊社の対応は下記の通りとさせていただきます。

消費税率引き上げ以降に弊社が販売する商品・サービス等に関わる消費税は、原則として10%でご請求させていただきます。

また、保守契約に関しましては契約内容により10月以降の期間にかかわる消費税差額2%分を個別にご請求させていただきますので、その際は別途ご案内いたします。

ご不明な点、ご質問等がございましたら弊社営業担当もしくは下記連絡先までご連絡下さい。

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

連絡先：共信コミュニケーションズ株式会社



経理部

電話番号：03(3445)2082

お取引の内容による詳細は以下の通りです

商品販売について



2019年9月30日まで出荷の商品販売については、税率8%にてご請求させていただきます。

2019年10月1日以降出荷の商品販売については、新税率10%にてご請求させていただきます。

レンタルサービスについて



「ご使用日・移動日」が2019年9月30日までのご発注分は8%、10月1日以降は新税率10%にて計算、ご請求をさせていただきます。9月から10月にまたがるご使用分が発生した場合は、請求書を9月(8%)と10月(10%)に分割させていただきます。

【9月から10月にまたがる日数割引について】

- A 日数割引が発生する案件の場合、9月の期間で通常の日数割引を適用させていただきます、残りの日数を10月分としてご請求させていただきます。
- B 9月分が日数割引の適用に満たない場合は、9月分は9月の日数分をご請求させていただきます、残りの日数分を10月分とさせていただきます。

※参考例

ご使用日が9/26~10/2(7日間)の場合



ご使用日が9/29~10/5(7日間)の場合



工事契約の特例について

<2019年10月1日以降のご契約>



2019年4月以降にご契約頂いた工事契約については、その工事の完成引渡し日が2019年10月1日以降のものは、新税率10%にてご請求をさせていただきます。

<2019年3月31日以前のご契約>



2019年3月31日までにご契約を頂いた工事契約については、その工事の完成引渡し日が2019年10月1日を経過していても税率は旧税率8%にてご請求させていただきます。

保守サービスについて



契約期間が2019年10月1日以降にかかるものについては、10月以降の契約期間の月数で10%にて計算・ご請求させていただきます。

過去に8%で先にお支払いいただいた場合においても、2019年10月1日以降の保守契約期間に該当する部分については、2%の差額について追加のご請求を別途させていただきます。

以上、何かご不明な点、ご質問等ございましたら弊社営業担当もしくは下記連絡先までご連絡ください。

連絡先：共信コミュニケーションズ株式会社

経理部

電話番号：03(3445)2082

